平成２２年（フ）第３７１９号
札幌市東区東苗穂３条２丁目１番１号　メゾンドゥプラトーＣ―102号
債務者　山田　政一
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大石　剛史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９９８号
埼玉県朝霞市朝志ケ丘１丁目２番１―906号
債務者　末武マリ子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷川　生子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６１号
佐賀県佐賀市大和町大字尼寺1307番地４
債務者　笠原　昭彦
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小山　一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７３８号
相模原市中央区清新５丁目25番12号
債務者　古谷真由美
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇田川　隼
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月17日午後４時
5　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３９５８号
札幌市西区発寒10条２丁目８番５号　オーマル不動産株式会社内、住民票上の住所札幌市中央区宮の森１条14丁目２番15号
債務者　菅野　勝博
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月28日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８０１号
熊本県合志市御代志1383番地
債務者　佐藤　孝志
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人田中ひろし法律事務所
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５３３号
宮崎市宮崎駅東１丁目５番地１　サーパス宮崎駅東1202号
債務者　川野　紘一
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　町元　真也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月25日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７７１号
愛知県豊田市足助町東井ノ上１番・２番合併地、従前の住所愛知県蒲郡市清田町橋詰32番地10，33番地３合併地
債務者　香ノ木　茂
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大友　啓次
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月11日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第９４号
山形県酒田市東大町３丁目６番地の11、前住所山形県酒田市上安町２丁目１番地の12
債務者　川村　慶子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第３７８号
群馬県甘楽郡甘楽町大字善慶寺1249番地
債務者　大野　東作
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３７９号
群馬県甘楽郡甘楽町大字善慶寺1249番地
債務者　大野志保子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１７１号
千葉県君津市久留里市場350番地１　県営住宅１―204
債務者　桑島　昭子
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１７２２号
仙台市若林区三百人町181番地　ライオンズマンション保春院西201
債務者　日野　加代
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７３８号
仙台市宮城野区幸町３丁目７番３―505号
債務者　京　　佳紀
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７３９号
仙台市宮城野区幸町３丁目７番３―505号
債務者　京　　一美
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７５８号
仙台市太白区八木山南１丁目９番地の17
債務者　渥美　広子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係